

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年9月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400297号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400008号

第1 結論

平成3年*月から同年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から同年*月まで

請求期間当時、私は学生でA市(現在は、B市)に住んでおり、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をまとめて金融機関で納付してくれた。父が納付してくれた保険料について、就職後1万円ずつ返したことを鮮明に記憶しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった頃に、請求者の父が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われることとなるが、請求期間当時学生は任意加入被保険者になることから、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、B市は、国民年金システムにおいて、請求者の氏名及び生年月日で確認したが請求者に係る年金情報の登録がなく、国民年金の被保険者記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者が婚姻後に居住していたC市の国民年金リストによると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の届出年月日は、平成11年3月8日と記録されている上、オンライン記録における処理年月日は同年3月24日であることから、請求者は請求期間当時国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、請求者の父は、納付書が自宅に届き金融機関でまとめて納付した記憶はある旨陳述しているもの

の、国民年金の加入手続、納付時期、保険料額等についての記憶がないことから、当時の具体的な納付状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400289 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400049 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 3 月 11 日から昭和 58 年 8 月 26 日まで

昭和 57 年 3 月に大学を卒業し、A社に就職した。A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 13 万 4,000 円とされているが、毎月約 17 万円又は 18 万円の給与を支給されていた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社から毎月約 17 万円又は 18 万円の給与を支給されていた記憶がある旨陳述している。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本及び閉鎖事項全部証明書によると、A社は商号を複数回変更した後、平成 31 年に破産手続廃止の決定確定とされていることから、請求期間当時の貸金台帳、源泉徴収簿等の資料を得ることができず、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与支給額、厚生年金保険料控除額等について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和 57 年 3 月 11 日から昭和 58 年 8 月 25 日まで雇用保険に加入しているところ、被保険者資格取得時の賃金月額が 13 万 4,000 円であり、この金額は請求期間に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 26 日まで厚生年金基金に加入しているところ、企業年金連合会から提出された請求者の中脱記録照会 (回答) 及び厚生年金基金加入員台帳によれば、当該期間の標準給与月額は 13 万 4,000 円であり、この金額は請求期間に係る標準報酬月額と一致している。

加えて、請求者と年齢が近い昭和 34 年又は昭和 35 年生まれで、請求者と同じ (昭和 57 年 3 月 11 日) にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び請求者が氏名を挙げた同僚の合計 8 名に照会し、7 名から回答を得られたが、自身の標準報酬月額が給与の支給額と大きく異なっている旨回答した者はいない上、請求期間当時の給与明細書等の資料も得られなかつ

たことから、当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、請求者は、請求期間当時の住所はB市（現在は、C市）であった旨陳述しているところ、C市は、保存期限経過のため、請求期間当時の社会保険料等が記載された住民税の関係資料はない旨陳述しているほか、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を保管していないことから、請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、昭和34年又は昭和35年生まれで、請求者と同日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した8名（請求者を含む。）について、オンライン記録により調査したところ、資格取得時の標準報酬月額としては13万4,000円が最も高額である上、8名全員が、請求期間当時の標準報酬月額は17万円より低額であった。

このほか、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。